

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：都市整備局

機関名称	東京都国土利用審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	国土利用計画法第38条、東京都国土利用審議会条例
設置年月日	2005-12-22
機関の目的・所掌内容	東京都の区域における国土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関する重要な事項に関し調査審議を行う。
委員数	23 名 (うち、女性委員数 9 名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	会議において取り扱う情報が個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当する時又は会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあると認められる時
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/tochi/kokudo_riyou/index.html
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 電話番号：03-5388-3244